

職域における HIV 感染症に関する知識の普及啓発の促進に向けた研究

研究分担者 堀 愛 筑波大学医学医療系 国際社会医学研究室

研究要旨

本研究の目的は、職域におけるHIV検査の現状を把握し、HIV検査の促進・阻害要因を明らかにすることである。令和6年度は、東京都内の健康診断機関を対象に質問票調査を実施し、42機関中22機関より回答を得た。事業所健診でHIV検査を実施していたのは、22機関中9機関であった。事業所健診におけるHIV検査の促進・阻害要因として、次の4点が明らかとなった。①個人情報の取り扱い、②受診者や社会全体のニーズ、③実務（手続き、費用、研修）、④行政や学会の推奨。今後の職域におけるHIV検査の普及啓発にあたっては、これらの促進・阻害要因に対する介入方法とその効果を検証する必要がある。

A. 研究目的

HIVと共に生きる人々（以下、PLHIV）は勤労世代に多く、早期診断のためには職域も含めた検査機会の提供が重要である。国際労働機関ILOは、2022年に示されたPolicy Briefにて、職域におけるHIV検査をハイリスク者にリーチできる場として活用することを紹介しており、さらにVCT@WORKとして、労働者が自主的なHIV相談と検査ができるように活動を行っている。

しかしながら、わが国では、職域におけるHIV検査が普及していない。本研究では、職域におけるエイズ等検査を担っている健康診断機関（以下、健診機関）の担当者（以下、健診センター従事者等）を対象に、HIV/AIDS（以下、エイズ）対策の現状を把握し、エイズ対策を促進・阻害する要因を明らかにすることを目的として、質問票調査を実施した。

B. 研究方法

■対象機関

東京都内において事業場の健康診断を実施する大手健診機関の殆どが加入する団体に協力を得て、質問票調査を実施した。

対象：東京都産業保健健康診断機関連絡協議会（都産研協）所属の42機関

調査期間：2024年12月24日-2025年1月31日

都産研協事業部会の協力の下、メールにて本調査依頼を呼びかけた。その後、会員機関に説明文書および調査票を郵送し、同封の返信用封筒にて紙の調査票の返送、あるいはWeb調査票にて回答を依頼した。Web調査票の作成およびデータ入力、東京都ビジネスサービス株式会社に委託した。なお回答への謝礼としてQuoカード1,000円をレターパックライトで送付した。

集計方法：Microsoft Excelにて集計した。

■調査項目

調査項目は、研究協力者（全日本労働福祉協会

主席研究員 長濱さつ絵）と連絡会を開催して協議し、内容を確定した。調査項目を、**資料1 調査票**に示す。

（倫理面への配慮）本研究は、機縁法により事前に同意を得られた健診センター従事者等に、HIV検査に関する業務上の認識や意向について、質問票調査を実施するものであり、回答者本人の健康情報などの要配慮個人情報を含まない。回答者には、説明文書において「本研究によって、個人への不利益や危険性が生じるおそれはない」こと、また「ヒアリング調査後、いつでも参加を撤回できるが、成果物の改変は困難であること」を明記して回答の同意を得た。本調査の研究計画は人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に沿って作成し、筑波大学医の倫理委員会第1919号（令和5月9月11日）の承認を受けて実施した。

C. 研究結果

■健診機関42機関中、22機関より回答を得た。

事業所健診において現在HIV検査を実施していたのは、回答を得た22機関中9機関であった。

■**資料2 調査結果**に、以下の項目を示す。

1 事業所健診でのHIV検査実施状況

1-1 HIV検査実施のタイミングについて

1-2 検査結果の個人情報としての取り扱い

1-3 HIV検査結果の返却方法

2 HIV検査実施についての考え

2-1 健診でHIV検査を実施することについて

2-2 HIV検査の実施を検討する上で重要と考えること

3 感染症について情報を入手した経路

4 エイズ以外の健診オプションについて

4-1 法定外項目の返却方法について

4-2 事業所健診のオプションとして選択することが可能な感染症検査

4-3 事業所向けに提供している予防接種

- 5 関連法令や認証制度について
- 5-1 職場のHIV検査に関連する法令等について
- 5-2 取得している認定について

D. 考察

本調査では、健診機関が受診者にHIV検査を提供するにあたり、4つの促進・阻害要因が明らかとなった。

以下に、①個人情報の取り扱い、②受診者や社会全体のニーズ、③実務（手続き、費用、研修）、④行政や学会の推奨、について、調査結果に基づいて考察する。

■①個人情報の取り扱いについての懸念が減れば、健診機関がHIV検査を提供しやすくなると考えられる。

多数の健診機関が、事業所健診でHIV検査を実施するにあたり個人情報の取り扱いが難しい、と考えていた。具体的には、「PLHIVでそのことを職場や健診機関に伝えていない人への配慮が難しい」（15/18機関）、「健診会場でプライバシーに配慮してHIV検査を実施するのが難しい」（14/18機関）、そして「HIV検査の結果をプライバシーに配慮して本人に返却するのが難しい」（10/18機関）という認識であった。

今後、健診機関がHIV検査の実施を検討する上では、「プライバシー保護の方法が明確であること」（19/20機関）「PLHIVでそのことを職場や健診機関に伝えていない人に配慮すること」（19/20機関）が重要と考えていた。

一方で、実際に事業所健診でHIV検査を実施している機関の多くは、「HIV検査時に個別で（他の検査結果と同様の包括同意ではなく）本人の同意を得る」（7/9機関）対応をとっていた。HIV検査結果の返却方法は、がん検診など他のオプション検査に比べ、事業者あてに返却している健診機関が少なかった（結果1-3、結果4）。

本調査では、「健康情報等に関する取扱い規程」を知っている健診機関（15/20機関）や、プライバシーマークを取得済（14/19機関）の健診機関が多かったものの（結果5-1、5-2）、HIV検査の実施やHIV検査結果の返却、あるいはPLHIVへの対応について経験を持つ健診機関は少数であり、多くの健診機関が個人情報の取り扱いに懸念を感じていることが明らかとなった。

今後、健診機関でのHIV検査実施に際して、受診者と健診機関、さらには事業者も安心できる個人情報の取り扱い体制づくりが必須と考える。

■②受診者や社会全体のニーズが健診機関に伝われば、健診機関がHIV検査を提供しやすくなると考えられる。

HIV検査の対象となる受診者や社会全体のニーズが、健診機関に伝わっていないことが、HIV検査普及の足かせとなっている可能性がある。

HIV検査に比べると、事業所健診オプションと

してのB型・C型肝炎（19/20機関）や風疹（17/20機関）・麻疹（16/20機関）等の感染症検査や、事業所向けの季節性インフルエンザ予防接種（14/20機関）は普及しているといえる（結果4-2、4-3）。これらのオプション項目の中には、労働安全衛生法上の法定項目でないものも含まれるが、公衆衛生上の意義（特定感染症予防指針等）や報道、さらに事業者や受診者からの要請に対応して、健診機関が提供していると考えられた。

エイズ対策の社会的な意義については、今後、障害者雇用の当事者であるPLHIVや、LGBTフレンドリー企業の視点からの要請が高まれば、健診機関がHIV検査需要に応える可能性もありうる。現時点では、障害者雇用優良中小事業主（もにす認定）やLGBTフレンドリー企業認定（PRIDE指標など）を受けている健診機関はゼロであった（結果5-2）ものの、それぞれ1機関が今後取得する予定があると回答していた。一方で、健康経営優良法人認定（6/20機関）、SDGs認定（1/20機関）を取得済の健診機関は既に存在していた。今後、社会の要請が高まれば、HIV検査機会の拡充に寄与する健診機関が増えると考えられる。

■③実務（手続き、費用、研修）の障壁が少なければ、健診機関がHIV検査を提供しやすくなると考えられる。

実務面では、「HIV検査の結果が陽性だった場合の事後措置（紹介状作成、受診勧奨）が難しい」（14/18機関）、「HIV検査を実施するかどうかについて、誰に相談したらよいかわからない」（5/18機関）ことが健診機関の障壁になっていた。一方、事業上のメリットとして「HIV検査を実施することで利益が得られる」（10/18機関）と前向きにとらえる健診機関もあった。

今後、健診機関がHIV検査の実施を検討する上では、「事務手続きが簡便であること」（18/20機関）、「リーフレットなど、健診機関向けの情報が入手できること」（17/20機関）、「担当者向けのeラーニングなど、研修の機会があること」（14/19機関）、そして「利益が得られること」（16/20機関）が促進要因となると考えられた。こうした実務上の観点では、HIV検査以外のオプション検査、例えば健診機関におけるがん検診の先行事例を参考に、同等のマニュアル作成や職員研修が必要になると考えられた。

■④行政や学術団体が公的に推奨すれば、健診機関がHIV検査を提供しやすくなると考えられる。

健診機関にとってエイズに関する情報を入手する機会は少ない（結果3）。エイズ以外の感染症（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等）と比べると、行政（国・都道府県・市町村）、労働衛生機関（産業保健総合支援センター、中央労働災害

防止協会等)、医療専門職、そして報道からの情報が、いずれも少ないことが明らかとなった。

そのため事業所健診でHIV検査を実施することについて、「自施設単独の判断でなく、国や社会全体で統一的な判断が必要」(12/18機関)と考える健診機関が多く、「HIV検査を実施するかどうか、判断する根拠となる情報が少ない」(8/18機関)と戸惑いもみられた。

従って今後、HIV検査の実施を検討する上では、大半が「根拠となる法令等が整備されていること」(17/20機関)「学術団体や学会ガイドラインで推奨されていること」(15/20機関)、そして「国や行政から推奨されていること」(14/19機関)が重要であると考えていた。自由記述でも「国や行政から事業所に対して実施を推奨し、周知することが必要。」「安衛法で定めて頂かない限り、不可能と考えています。(リスクを負えない)」との意見が抽出された。

なお意外にも、「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン(平成7年厚労省通達、以下、ガイドライン)」の影響は大きくないと考えられた。本調査結果では、ガイドラインを知っていると回答した健診機関は3割(6/20機関)であり、職域におけるHIV検査がガイドラインによって禁止されているという認識は2割弱(3/18機関)にとどまった。ガイドラインは発行30年を経て、もはやHIV検査普及の大きな阻害要因でなくなりつつあるかもしれない。むしろ健診機関にとっては、今後の行政や学術団体からの推奨があれば、ガイドラインにこだわらずHIV検査を提供しやすくなると考えられる。

■本調査の限界

本調査に参加したのは、東京都内においてHIV検査について関心を持ち、先取的にHIV検査実施に取り組んでいる健診機関が多いと考えられた。そのため調査結果を他道府県にも適用できるかについては、慎重に判断する必要がある。

E. 結論

健診機関を実施主体とした職域におけるHIV検査の普及推進にあたっては、個人情報取り扱い体制を整備すること、受診者や社会全体のニーズを可視化すること、実務上の障壁を取り除くこと、そして行政や学術団体が公的に健診機関におけるHIV検査を推奨することが重要と考えられた。

今後は、これらの促進・阻害要因に対する介入方法とその効果を検証し、社会実装する必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

Nagahama Satsue, Dhungel Bibha, Hori Ai, et al. Changes in the frequency and amount of alcohol intake before and during the COVID-19 pandemic. Journal of Occupational Health

66(1), 2024-10

2. 学会発表

Hori Ai, Takahiro Tabuchi. Factors associated with actions confirming rubella immunity among Japanese men and women during the rubella catch-up vaccination campaign targeting the working generation. The 34th International Congress on Occupational Health, 2024-4

G. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

なし

H. 謝辞

本調査に際して、下記の諸機関ならびにご担当者様にご協力いただきました。ここに厚く謝意を表します。

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
(医社)七星会 カスガメディカルクリニック
(医財)綜友会
(医社)俊秀会 エヌ・ケイ・クリニック
(医社)松英会
(医社)新町クリニック
(医社)こころとからだの元氣プラザ
(公財)東京都予防医学協会
(一財)日本健康増進財団
(一財)労働医学研究会
ファーストメディカルクリニック
(一社)日本健康倶楽部 東京支部
(敬称略、順不同)

職域における HIV 感染症に関する知識の普及啓発の促進に向けた研究

調査に同意します。(いずれかに☑をつけてください。)

□1 はい (以下の質問に進んでください。)

□2 いいえ (質問は終了です。ありがとうございました)

HIV 対策の意向について

現在の HIV 検査の実施についてお伺いします。

健診担当者(実施担当者、検査項目選定者、営業担当者等)がご回答ください。

(診療としての HIV 検査や、自施設職員に対しての HIV 検査実施は除きます)

1 貴施設では、健診受診者に対して、HIV 検査を実施していますか。

実施している場合は「はい」に☑を、実施していない場合は「いいえ」に☑をつけてください。

□1. はい (実施している。)

□2. いいえ (実施していない。)

→ 次ページ 3 へお進みください

2 「実施している」と回答された方にお聞きします。

健診受診者に対する HIV 検査の実施状況について、あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答可)

□1. 受診者本人から希望があった場合に実施している

□2. 事業者から希望があった場合に実施している

□3. 行政からの委託事業として実施している

「実施している」と回答された方にお聞きします。

貴施設で、HIV 検査実施のタイミングを教えてください。あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答可)

□1. 一般定期健康診断や人間ドックのオプションで、HIV 検査を実施している

□2. 入社時や配属時の健康診断のオプションで、HIV 検査を実施している

□3. 希望があった場合に随時、HIV 検査を実施している

□4. 針刺し事故対応として、HIV 検査を実施している(ただし自施設職員を除く)

□5. 感染症のセット項目として、HIV 検査を実施している

□6. 海外赴任者のセット項目として、HIV 検査を実施している

□7. その他の機会や5. 6. 以外のセット項目等として、HIV 検査を提供している

「実施している」と回答された方にお聞きします。

HIV 検査結果の個人情報としての取り扱いについて、あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答可)

□1. HIV 検査の結果の取り扱いについて、「他の検査結果と同様の包括同意として」本人の同意を得ている

□2. HIV 検査の結果の取り扱いについて、「HIV 検査時に個別で(他の検査結果と同様の包括同意ではなく)」本人の同意を得ている

□3. HIV 検査の結果の取り扱いについて、とくに本人の同意を得ることはしていない

「実施している」と回答された方にお聞きします。

HIV 検査結果の返却方法について、あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答可)

□1. HIV 検査の結果を、本人あてに紙媒体(封書など)で返却している

□2. HIV 検査の結果を、本人あてに紙媒体以外(電子データ)で返却している

□3. HIV 検査の結果を、事業者あてに紙媒体(封書など)で返却している

□4. HIV 検査の結果を、事業者あてに紙媒体以外(電子データ)で返却している

□5. HIV 検査の結果を、自治体や依頼者あて(事業者以外)に紙媒体(封書など)で返却している

□6. HIV 検査の結果を、自治体や依頼者あて(事業者以外)に紙媒体以外(電子データ)で返却している

「実施している」と回答された方にお聞きします。

HIV 検査結果の履歴について、あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答可)

□1. HIV 検査の結果履歴が翌年以降も、本人向けの健診結果に表示される

□2. HIV 検査の結果履歴が翌年以降も、事業者向けの健診結果に表示される

□3. HIV 検査の結果履歴が翌年以降も、自治体や依頼者あて(事業者以外)の健診結果に表示される

□4. HIV 検査の結果履歴について、翌年以降も表示されることはない

3 「実施していない」と回答した方にお聞きます。

HIV 検査の実施の検討状況について、あてはまるものを1つお答えください。

□1. 実施を検討している

□2. 実施を検討していない

HIV 検査の実施について

4 健診機関で HIV 検査を実施することについて、あてはまるものをお選びください

あまり深く考えず、直感的にお答えください。

1. 受診者から、HIV 検査を実施する要望がない	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
2. 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」で HIV 検査が禁じられている	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
3. HIV 検査を実施するかどうか、判断する根拠となる情報が少ない	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
4. HIV 検査を実施するかどうかについて、誰に相談したらよいかわからない	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
5. 自施設単独の判断でなく、国や社会全体で統一的な判断が必要	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
6. 他施設の動向を見てから判断したい	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
7. 健診で HIV 検査を実施するのは社会的に意義がある	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
8. HIV 検査を実施することで利益が得られる	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
9. 健診会場でプライバシーに配慮して HIV 検査を実施するのが難しい	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
10. HIV 陽性者で、そのことをカミングアウトしていない（職場や健診機関に伝えていない）人への配慮が難しい	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
11. HIV 検査の結果をプライバシーに配慮して本人に返却するのが難しい	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
12. HIV 検査の結果が陽性だった場合の事後措置（紹介状作成、受診勧奨）が難しい	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう

5 次の項目は、貴施設で、HIV 検査の実施を検討する上で重要ですか。

あてはまるものをお選びください。あまり深く考えず、直感的にお答えください。

1. 健康診断受診者からの要望があること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
2. 事業者からの要望があること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
3. 根拠となる法令等が整備されていること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
4. 国や行政から推奨されていること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
5. 学術団体や学会ガイドラインで推奨されていること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
6. 世論や社会全体で推奨されていること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
7. 利益が得られること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
8. 事務手続きが簡便であること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
9. プライバシー保護の方法が明確であること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
10. HIV 陽性者で、そのことをカミングアウトしていない（職場や健診機関に伝えていない）人に配慮すること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
11. 担当者向けの e ラーニングなど、研修の機会があること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
12. リーフレットなど、健診機関向けの情報が入手できること	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう
13. その他	□1: そうだ □2: ややそうだ □3: ややちがう □4: ちがう

「13. その他」で HIV 検査の実施を検討する上で重要となる具体的な内容についてお答えください。

()

6 貴社が取得している認定制度について、お答えください。

1. プライバシーマーク (一般財団法人日本情報経済社会推進協会)	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
2. LGBT フレンドリー企業認定 (PRIDE 指標など)	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
3. 障害者雇用優良中小事業主 (もにす認定)	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
4. くるみん、プラチナくるみん (次世代育成支援対策推進法)	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
5. えるぼし、プラチナえるぼし (女性活躍推進法)	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
6. 健康経営優良法人、ホワイト 500、ブライツ 500	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
7. SDGs 認定	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない
8. その他	☐ 1: すでに取得している ☐ 2: 今後取得する予定がある ☐ 3: 取得していない ☐ 4: 知らない

「8. その他」で「1.すでに取得している」、または「2.今後取得する予定がある」 具体的な認定制度をお答えください。

7 次のそれぞれから、過去1年以内に、HIV についての情報を入手したことがありますか(複数選択可)

- ☐1. 都産健協
- ☐2. 業界団体(全衛連など1. 以外)
- ☐3. 経済団体(商工会議所・経団連など)
- ☐4. 健康保険組合
- ☐5. 医療専門職(医師、保健師、看護師など)
- ☐6. 社会労務士
- ☐7. 中小企業診断士
- ☐8. 健康経営アドバイザー
- ☐9. 厚生労働省
- ☐10. 都道府県
- ☐11. 市町村
- ☐12. 報道(ニュース、テレビ番組、新聞)
- ☐13. 労働衛生機関(産業保健推進センター、産業保健総合支援センター、中災防など)
- ☐14. 大学・大学院など教育機関
- ☐15. 国立感染症研究所など研究機関
- ☐16. ソーシャルネットワークサービス(SNS)
- ☐17. その他(具体的に)

8 次のそれぞれから、過去1年以内に、HIV 以外の感染症や予防接種についての情報(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)は、入手したことがありますか(複数選択可)

- ☐1. 都産健協
- ☐2. 業界団体(全衛連など1. 以外)
- ☐3. 経済団体(商工会議所・経団連など)
- ☐4. 健康保険組合
- ☐5. 医療専門職(医師、保健師、看護師など)
- ☐6. 社会労務士
- ☐7. 中小企業診断士
- ☐8. 健康経営アドバイザー
- ☐9. 厚生労働省
- ☐10. 都道府県

- ☐11. 市町村
- ☐12. 報道(ニュース、テレビ番組、新聞)
- ☐13. 労働衛生機関(産業保健推進センター、産業保健総合支援センター、中災防など)
- ☐14. 大学・大学院など教育機関
- ☐15. 国立感染症研究所など研究機関
- ☐16. ソーシャルネットワークサービス(SNS)
- ☐17. その他(具体的に)

事業所向けの検査やサービスについて

- 9 現在、事業所健診のオプション検査(法定外項目)として選択することが可能な感染症検査をお答えください。(複数選択)
- ☐1. B型肝炎(HBs 抗原・HBs 抗体など)
 - ☐2. C型肝炎(HCV 抗体)
 - ☐3. 麻疹
 - ☐4. 風疹
 - ☐5. 水痘・带状疱疹
 - ☐6. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ、ムンプス)
 - ☐7. 梅毒
 - ☐8. HPV 検査
 - ☐9. 現在、オプション検査として感染症検査は実施していない
- 10 現在、事業所健診のオプション検査(法定外項目のこと。例:便潜血、肺機能検査、乳がん検診、子宮がん検診、腫瘍マーカー、PSA など)として実施している検査項目について、あてはまるものをすべてお答えください。(複数選択)
- ☐1. 検査結果は、紙媒体で個人に返却している
 - ☐2. 検査結果は、電子データで個人に返却している
 - ☐3. 検査結果は、紙媒体で事業者ごとに返却している
 - ☐4. 検査結果は、電子データで事業者ごとに返却している
 - ☐5. 検査後、異常が発見された場合、健診機関から紹介状を発行している
 - ☐6. 事業所健診で、オプション検査を受診したかどうかを、事業者には知らせないようにすることができる
 - ☐7. 事業所健診で、オプション検査の結果を、事業者には知らせず、本人にのみ通知することができる
- 11 現在、事業所向けにワクチン接種を実施している場合、ワクチンの種類をお答えください(複数選択可)
- ☐1. 現在、事業所向けにワクチン接種は提供していない
 - ☐2. 季節性インフルエンザワクチン
 - ☐3. 水痘・带状疱疹ワクチン
 - ☐4. 新型コロナウイルスワクチン
 - ☐5. 肺炎球菌ワクチン
 - ☐6. HPV ワクチン
 - ☐7. 麻疹・風疹ワクチン
 - ☐8. その他のワクチン(具体的に:_____)

HIV 検査に関連する法令等について

- 12 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン(平成7年2月20日)(基発第75号/職発第97号/)」をご存知ですか。
- ☐1. 知っている ☐2. 知らない
- https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc4517&dataType=1&pageNo=1
- 13 労働安全衛生法第104条に基づく「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に準じた「健康情報等に関する取扱い規程」をご存知ですか。
- ☐1. 知っている ☐2. 知らない

https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00155.html



質問は以上です。ご協力ありがとうございます。 ++++++

●回答にあたり、謝金の支出を予定しております。謝金を辞退される場合はお申し出ください。

☐謝金は辞退する

●協力機関として、研究班ウェブサイト、および厚労科研報告書の謝辞に「機関名」を記載することを予定しています。希望されない場合はお申し出ください。

☐謝辞は辞退する

●御回答いただいた内容について、研究事務局から確認等の連絡をさせていただく場合があります。

希望されない場合は「照会不可」と記入ください。

☐照会可

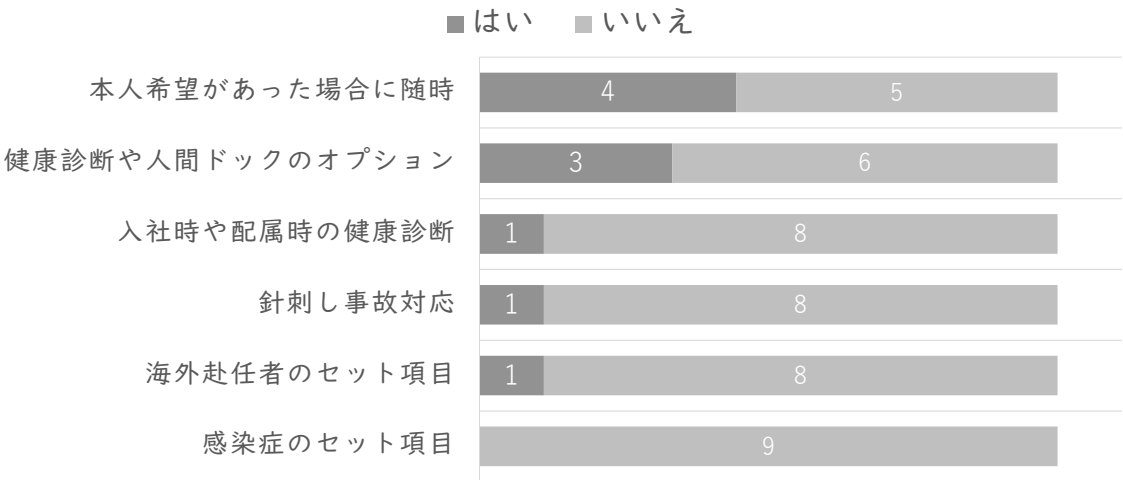
☐照会不可

部署名	
ご担当者名	
職位	
電話番号	
メールアドレス	

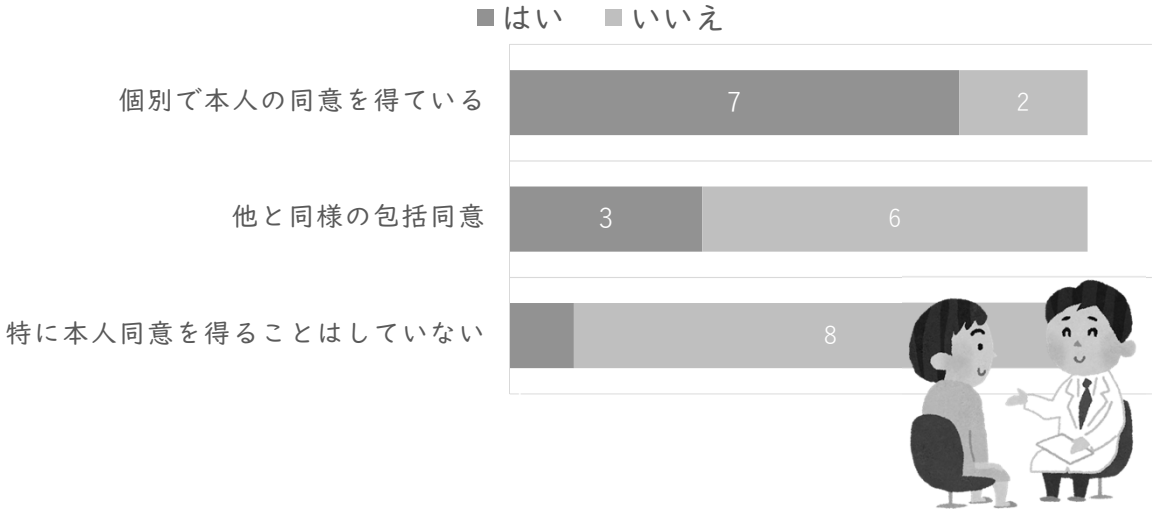
結果Ⅰ. 事業所健診でのHIV検査実施状況（n=22）



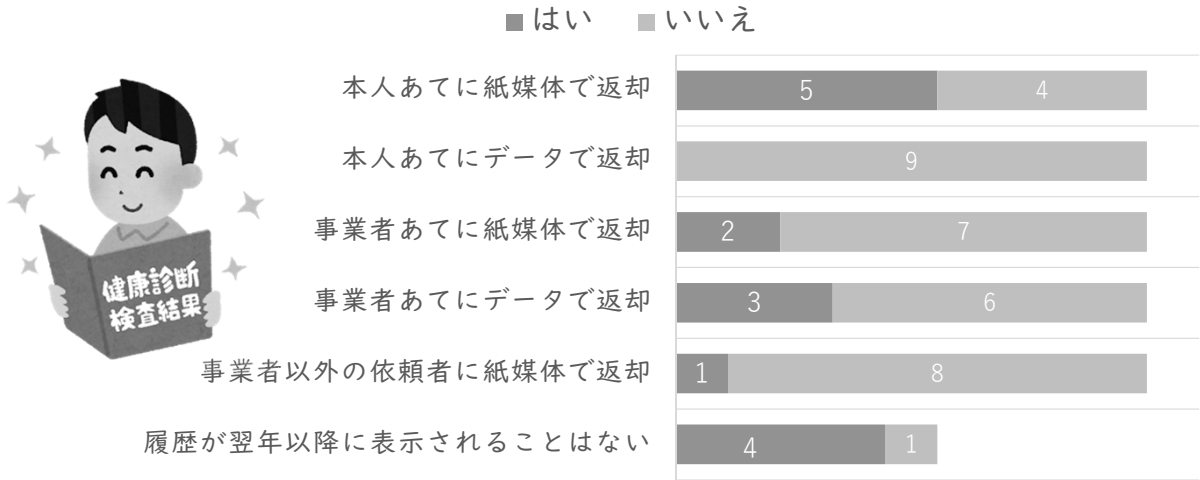
事業所健診でHIV検査を実施している(n=9)
Ⅰ-Ⅰ. HIV検査実施のタイミングについて



事業所健診でHIV検査を実施している(n=9)
I-2. 検査結果の個人情報としての取り扱い

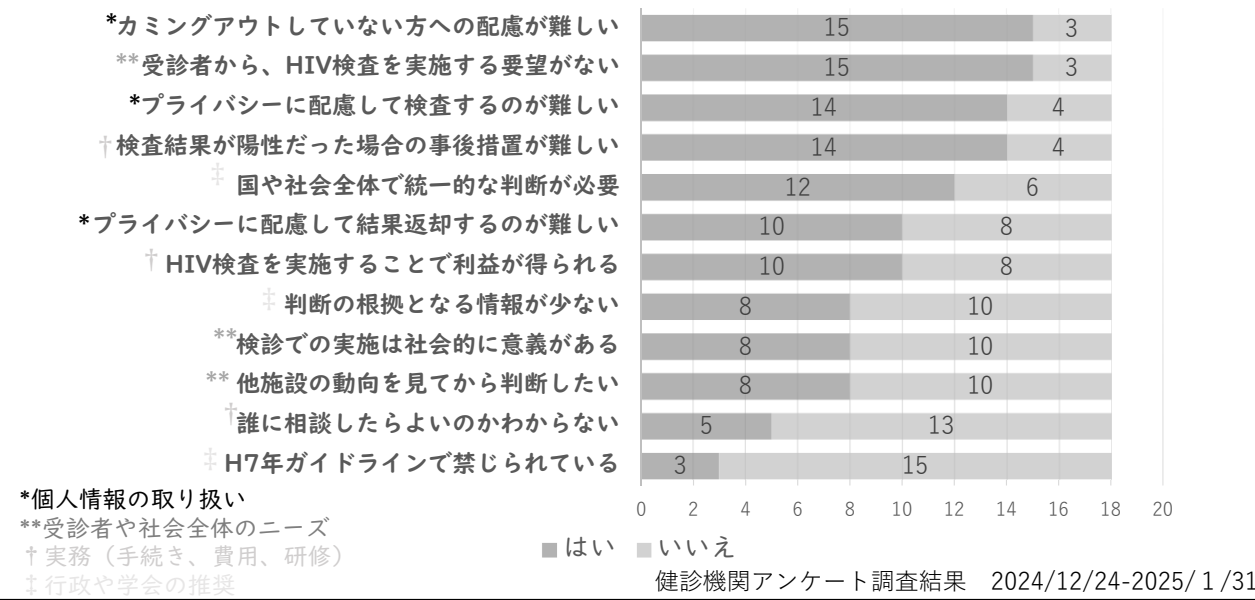


事業所健診でHIV検査を実施している(n=9)
I-3. HIV検査結果の返却方法



結果2. HIV検査実施についての考え(n=18)

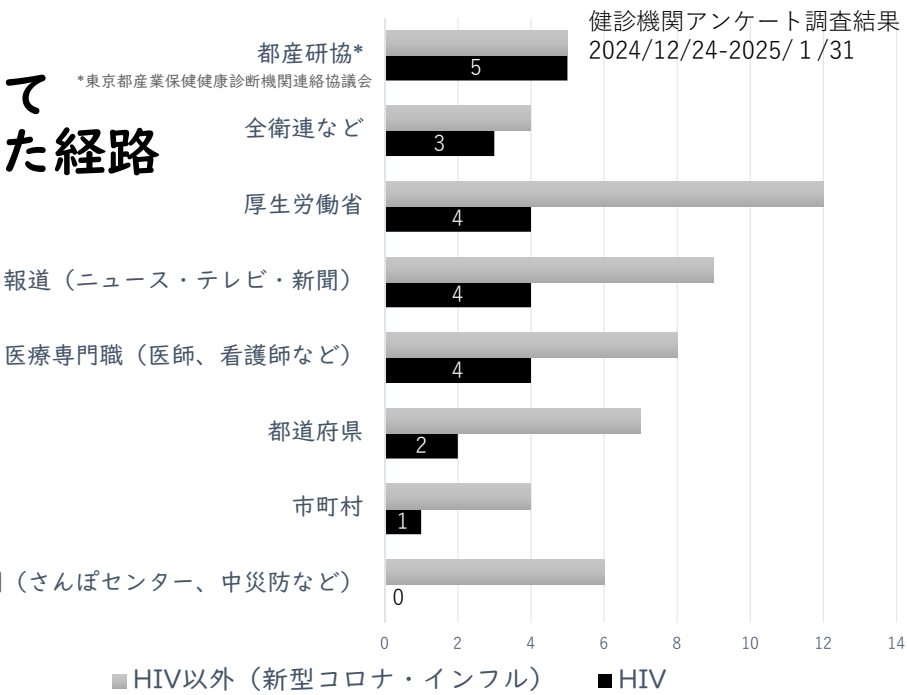
2-1. 健診でHIV検査を実施することについて



2-2. HIV検査の実施を検討する上で重要と考えること(n=21)



結果3.
感染症について
情報を入手した経路
(n=21)

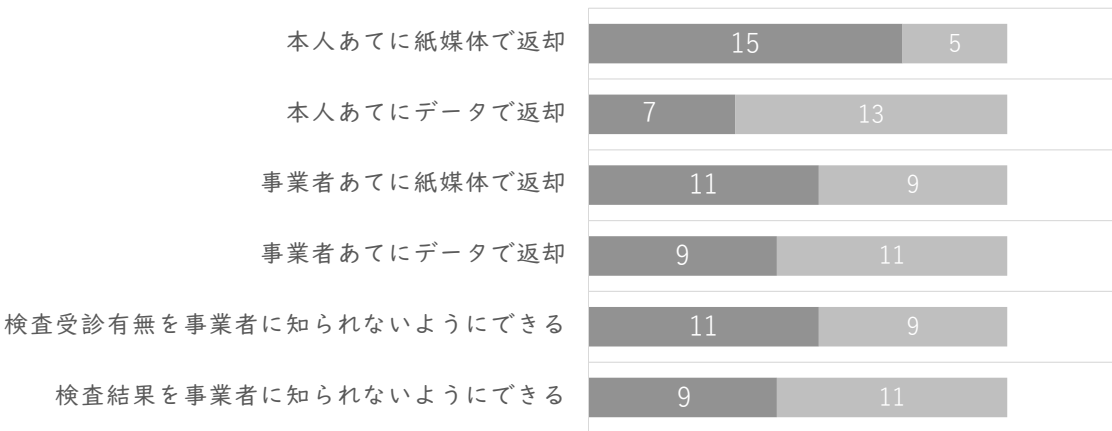


健診機関アンケート調査結果 2024/12/24-2025/1/31

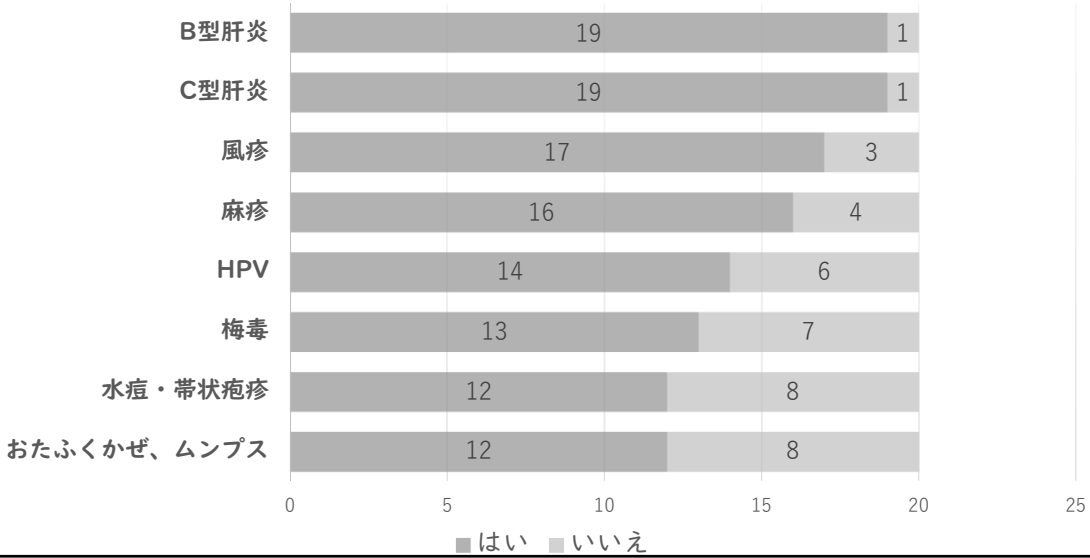
結果4. エイズ以外の健診オプションについて
4-1. 法定外項目*の返却方法について (n=20)

*がん検診など

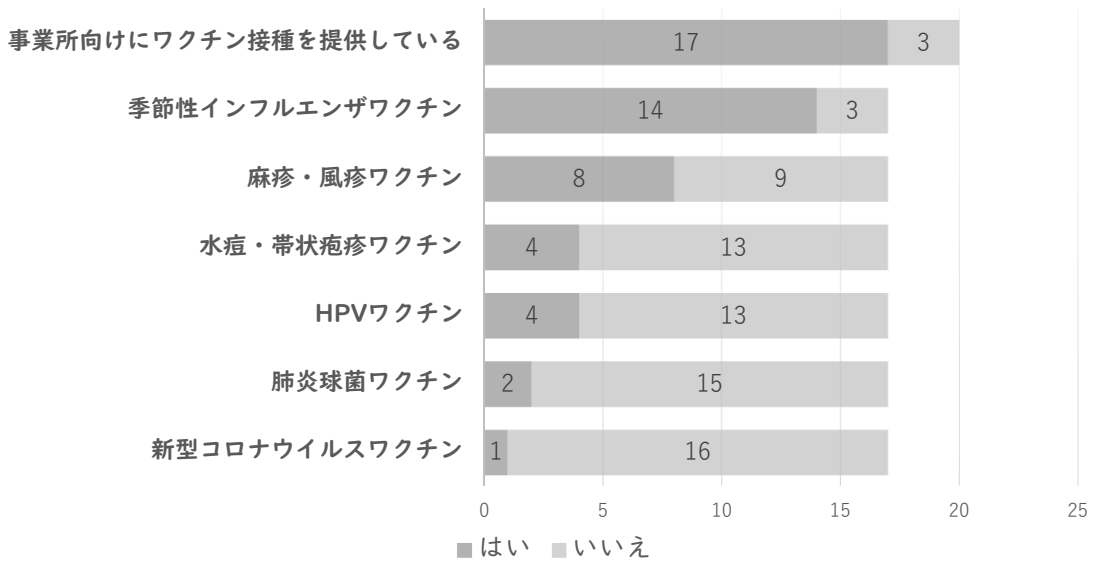
■ はい ■ いいえ



4-2. 事業所健診のオプションとして 選択することが可能な感染症検査 (n=20)



4-3. 事業所向けに提供している予防接種(n=20)



結果5 関連法令や認証制度について
5-1. 職場のHIV検査に関連する法令等について(n=20)

- 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」
を知っている
6/20機関
- 労働安全衛生法第104条に基づく「労働者の心身の
状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が
講ずべき措置に関する指針」に準じた「健康情報等
に関する取扱い規程」を知っている
15/20機関



5-2. 取得している認定について(n=20)

